

★保育時間（お預かりできる時間）

保育時間は、保護者の就労時間等に応じ、「保育標準時間（11時間）」と「保育短時間（8時間）」に区分されます。

- （例）くるす保育所の場合 [開所時間] 7:30~19:15
 [保育標準時間] 7:30~18:30
 [保育短時間] 9:00~17:00

就労	原則月120時間以上	保育標準時間（11時間）
	月120時間未満	保育短時間（8時間）
育児休業の継続利用	保育短時間	
求職活動	保育短時間	
その他	状況に応じて認定	

★保育料の算定方法

保育料は、保護者の市民税課税額による階層区分と、児童の年齢、認定された保育時間等で決まります。

(1) 2・3号認定保育料 (2) ひとり親家庭、世帯に障がい児（者）がいる世帯

階層区分	3歳児未満		3歳児		4歳児以上	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
第1階層 生活保護世帯	0円		0円		0円	
第2階層 市民税非課税世帯	0円		0円		0円	
第3階層 市民税所得課税割額48,600円未満	10,000円	9,800円	0円		0円	
第4階層 市民税所得課税割額97,000円未満	19,000円	18,600円	0円		0円	
第5階層 市民税所得課税割額169,000円未満	33,000円	32,400円	0円		0円	
第6階層 市民税所得課税割額301,000円未満	45,000円	44,200円	0円		0円	
第7階層 市民税所得課税割額397,000円未満	52,000円	51,100円	0円		0円	
第8階層 市民税所得課税割額397,000円以上	58,000円	57,000円	0円		0円	

※同一世帯から2人以上施設に同時入所している家庭の保育料は、2人目は半額、3人目以降は無料となります。なお、市民税所得割額57,700円未満の世帯は、1人目の年に関わらず、第3階層及び第4階層の一部の2人目は半額、3人目以降は無料となります。

受付窓口

〒309-1792 笠間市中央三丁目2番1号 笠間市役所 こども福祉課 保育グループ TEL0296-77-1101 （内線 162・163）	〒309-1698 笠間市笠間1532番地 笠間支所保険福祉課 福祉グループ TEL0296-72-1111 （内線 72134）	〒319-0294 笠間市下郷5140番地 岩間支所保険福祉課 福祉グループ TEL0299-37-6611 （内線 73171）
--	--	--

※ご用のある窓口の内線番号を電話交換へお伝えください。

令和7年度笠間市 認定こども園・保育所入所申込受付のお知らせ

2号・3号認定の方の
申込みです！

来年4月から保育所等の入所を希望する児童の申込受付を以下のとおり行います。

	市外保育所の入所	新規入所	継続入所
申込期間	申し込み先市町村によって異なるため要確認	11月1日（金）から 11月29日（金）まで ※土日祝日は除く（ただし下記の日曜窓口は受付可）	
受付時間	8時30分～17時15分		
受付場所	笠間市役所こども福祉課（内線162・163） 笠間支所保険福祉課（内線72134） 岩間支所保険福祉課（内線73171）		
日曜窓口	11月10日・11月24日 午前8時30分～正午 本庁こども福祉課 笠間支所・岩間支所では実施しません。		

12月2日（月）～2月7日（金）に
提出があった場合は、2次選考での受付となります。
※2次選考受付期間後の申込みについては要相談。

申込書は、こども福祉課、各支所保険福祉課、各保育所（園）、認定こども園にあります。笠間市 HP から様式のダウンロードや電子申請ができます。（<https://www.kasama-pocket.jp/page/page000086.html>）



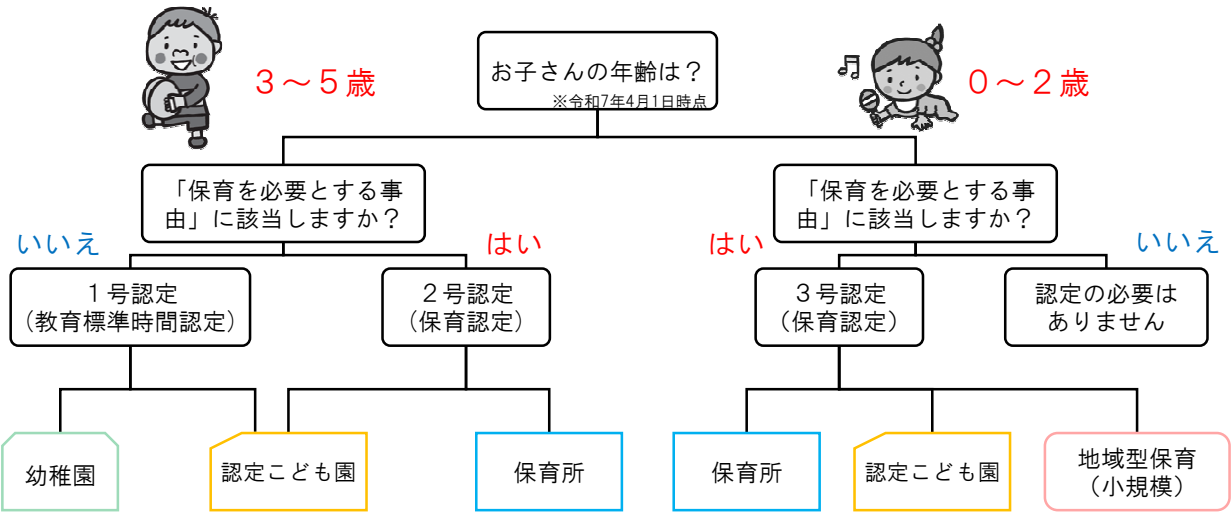
笠間市 HP



★認定について

施設などの利用を希望する場合は、お住まいの市町村から利用のための認定を受ける必要があります。

認定区分は？利用できる施設は？



★笠間市内の認定こども園・保育所等

幼稚園	認可保育所	認定こども園		小規模保育施設
1号 2号 3号	2号 3号	1号 2号 3号	2号 3号	3号
0～5さい	0～5さい	0～5さい	1～5さい	0～2さい
ドレミ幼稚園	くるす保育所 大成学園 ともべ保育園 大沢保育園 みか保育園 岩間保育園	●かさまこども園 ●いなだこども園 ●すみれこども園 ●めぐみこども園 ●おしのべこども園 ○さくら幼稚園 ○ともべ幼稚園 ○岩間第一幼稚園	○こじか幼稚園	いちご保育園 すみれナーサリー 大沢すくすく保育園

※●は幼保連携型認定こども園、○は幼稚園型認定こども園。
 ※2号・3号認定で入園する場合は、保育所(園)等と同じく、入所基準に該当しなければなりません。
 ※いちご保育園の連携先施設⇒こじか幼稚園
 ※すみれナーサリーの連携先施設⇒すみれこども園
 ※大沢すくすく保育園の連携先施設⇒大沢保育園・みか保育園・さくら幼稚園

★申込から入所までの流れ



★申込に必要な書類

必要書類	チェック欄
1 子どものための教育・保育給付認定申請書 (児童1人1枚提出ください) ※裏面も記入	
2 認定こども園・保育所等 入園申込書 (児童1人1枚提出ください) ※裏面も記入	
3 家庭状況調書 (世帯で1枚提出ください。) ※裏面も記入	
4 保育ができないことを証明する書類 (ア)～(ク)のいずれかを両親又は児童を扶養している方の分提出	
(ア) 就労のため保育ができない場合 ・就労証明書 (勤務先による証明) (月あたり64時間以上就労している状態) ※自営業の場合は「開業届の写し」又は「確定申告書(第一、第二表)の写し」	
(イ) 出産のため保育ができない場合 ・母子手帳の写し (母子手帳の表、出産予定日のわかる面)	
(ウ) 病気や障害等により保育ができない場合 ・申立書・医師の診断書 ※障害者手帳をお持ちの方は、その写し	
(エ) 家族の病気、看護等により保育ができない場合 ・申立書・医師の診断書 ※障害者手帳をお持ちの方は、その写し	
(オ) 災害復旧に当たり保育ができない場合 ・罹災証明書等	
(カ) 求職活動のため保育ができない場合 ・求職活動誓約書 ※必要に応じて裏面も記入	
(キ) 就学 (通信教育は除く) により保育ができない場合 ・在学証明書または学生証の写し、時間割・カリキュラムがわかるもの	
(ク) 拘禁により保育ができない場合 ・拘禁していることを証明する書類	
5 保育料算定に必要な書類 ★4月～8月分の算定に必要な書類：前年度の課税証明書 (前年1月1日時点で笠間市に住民登録があった方は提出不要です。) ★9月～3月分の算定に必要な書類：今年度の課税証明書 (今年1月1日時点で笠間市に住民登録があった方は提出不要です。) ※家計の中心となる方が父母以外の場合は、その方の分も書類が必要となります。 ※マイナンバーによる情報連携により、課税証明書の取得が不要となる場合がありますので、申請の際に子ども福祉課までご相談ください。	
6 その他 産後・育児休業明けに入所を希望する場合・・・産後・育児休業確認シート 笠間市以外の施設を入所希望の場合・・・広域入所確認シート はじめて保育所等の入所を希望する場合・・・保育料等納付誓約書	

★選考方法 (入所判定)

優先度	高い ⇄ 低い				
世帯状況	両親不在		ひとり親世帯		多子世帯
就労状況	産休復帰	育休復帰	常勤就労	短時間就労	求職中

※就労状況の度合いは、主に育児にあたる方を対象としています。